

NISA制度について

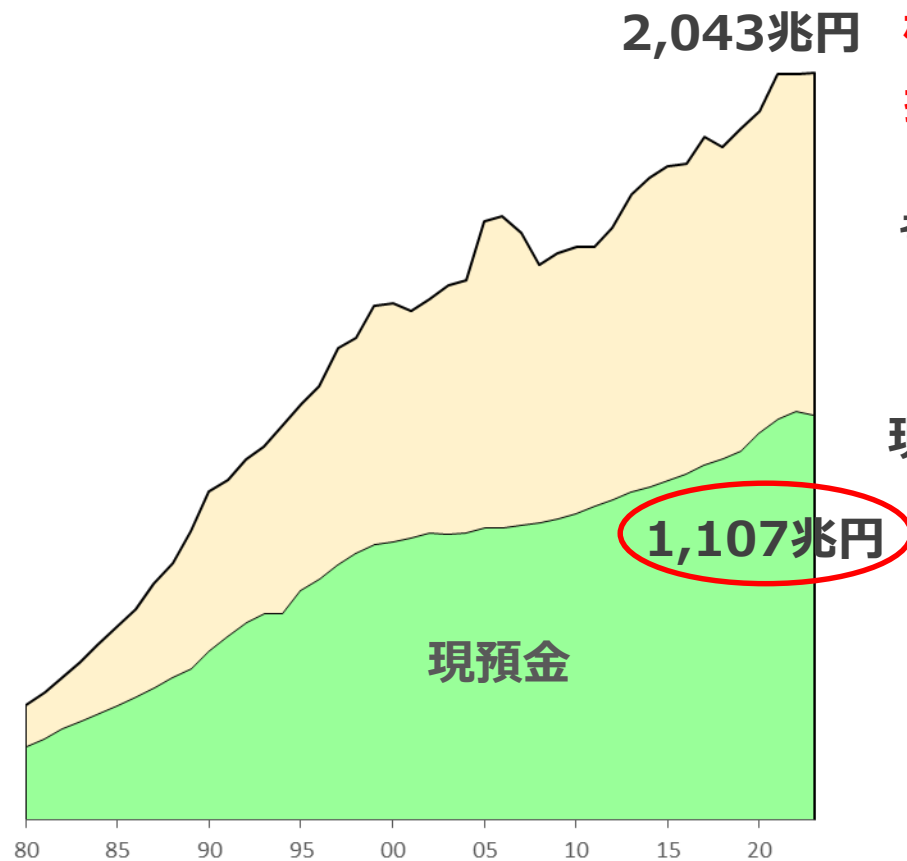
令和5年8月
金融庁

※詳細は金融庁ホームページNISA特設サイトをご覧ください
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>



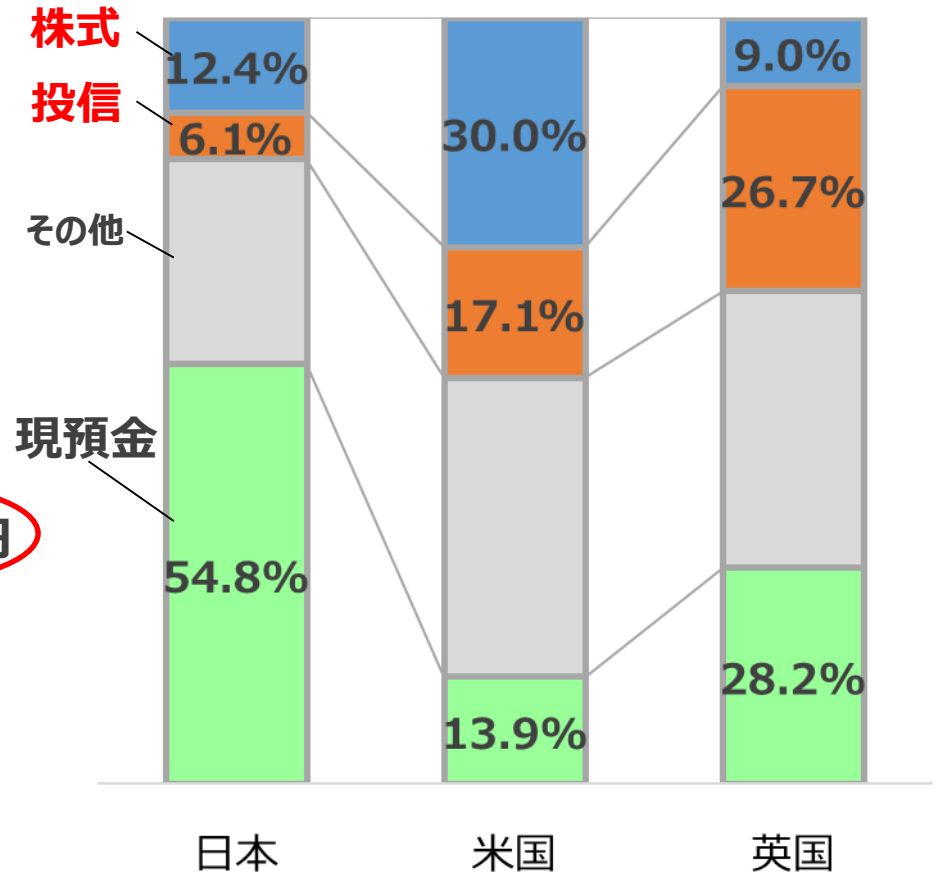
家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産の推移
(2023年3月末時点)



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

各国家計の株式・投信の割合
(2022年末時点)



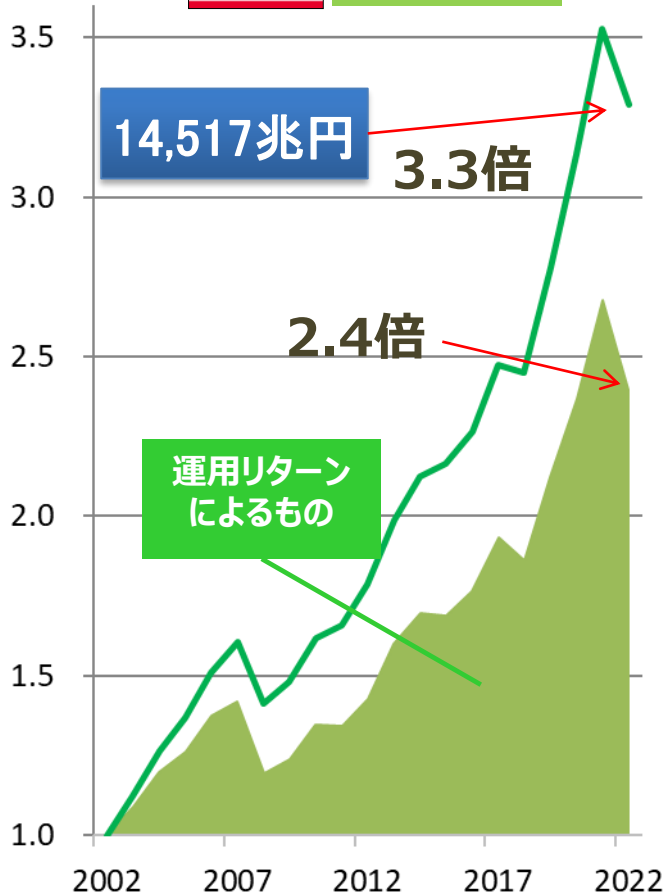
(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。

(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産の推移



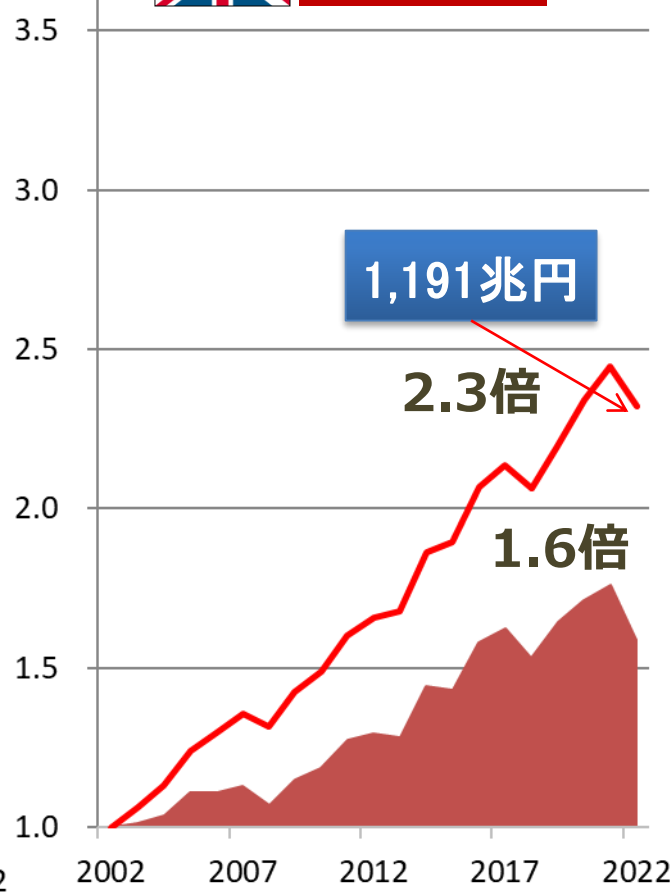
米国



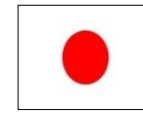
■ 運用リターンによる家計金融資産の推移
■ 家計金融資産の推移



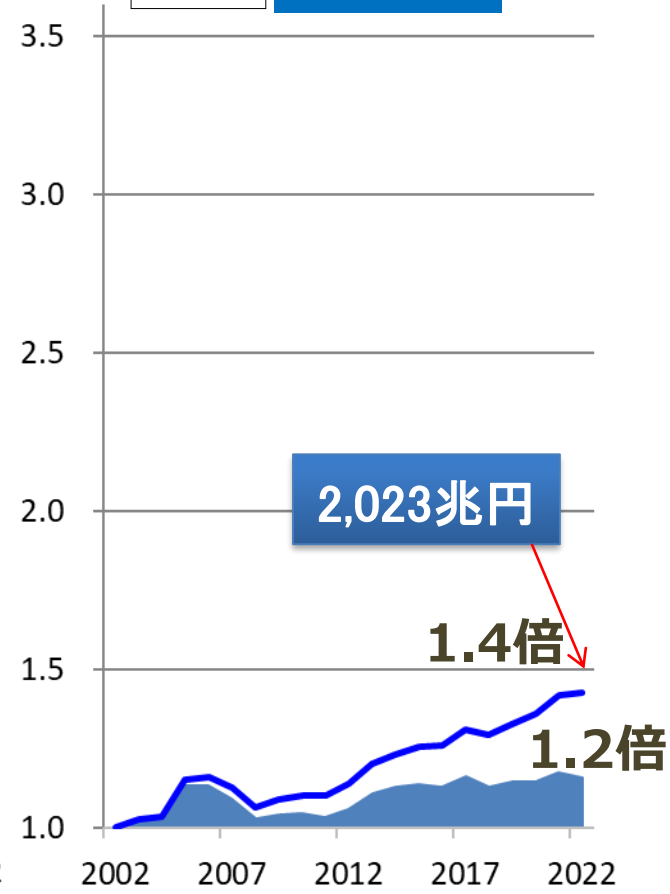
英国



■ 運用リターンによる家計金融資産の推移
■ 家計金融資産の推移



日本



■ 運用リターンによる家計金融資産の推移 (年)
■ 家計金融資産の推移

(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出しており、利子や配当の受取りを含まない。

(注) 22年末時点の値。米国、英国については、22年12月末の為替レートにて換算(1ドル=131.12円、1ポンド=158.466円)

(資料) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

1. 基本的な考え方

- 「新しい資本主義」を資金の流れで見ると、家計に眠る現預金を投資につなげ、勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要。
- 中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得が拡大。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業価値が向上。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、「成長と資産所得の好循環」が実現。
- 従来は、株式や投資信託への投資は、一部の富裕層が行うものというイメージがあったが、デジタル化等の進展により、投資経験の浅い方も含めて、幅広く資産形成に参加できる仕組みを整備し、中間層の資産所得を大きく拡大することが可能。

2. 目標

- ① 5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）の倍増（1,700万から3,400万）、NISA買付額の倍増（28兆円から56兆円）
- ② その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。これらの目標の達成を通じて、長期的な目標として資産運用収入そのものの倍増も見据える。

3. プランの方向性

- NISA等について簡素でわかりやすく、使い勝手のよい制度とする重要性、長期積立分散投資の有効性の幅広い周知の必要性、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイザー制度の整備の必要性等を踏まえ、資産所得倍増に向けて、以下の7本柱の取組を一体として推進する。
- なお、税制措置については、今後の税制改正過程において検討する。

4. 7本柱の取組

第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化

NISA制度の恒久化を図る。併せて、非課税保有期間の無期限化と非課税限度額の引上げを進める。

第二の柱：加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革

加入可能年齢を70歳に引き上げる。拠出限度額・受給開始年齢の引き上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

金融経済教育推進機構（仮称）が中立的なアドバイザーの認定を行う。助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISAやiDeCoに限定）の登録要件を緩和する。

第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化

職域において中立的な認定アドバイザーを活用した取組を企業に促す。

第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

中立的な組織として金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現

金融資本市場の活性化、金融行政・税制のグローバル化、生活・ビジネス環境整備と効果的な情報発信などを総合的に進める。

第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

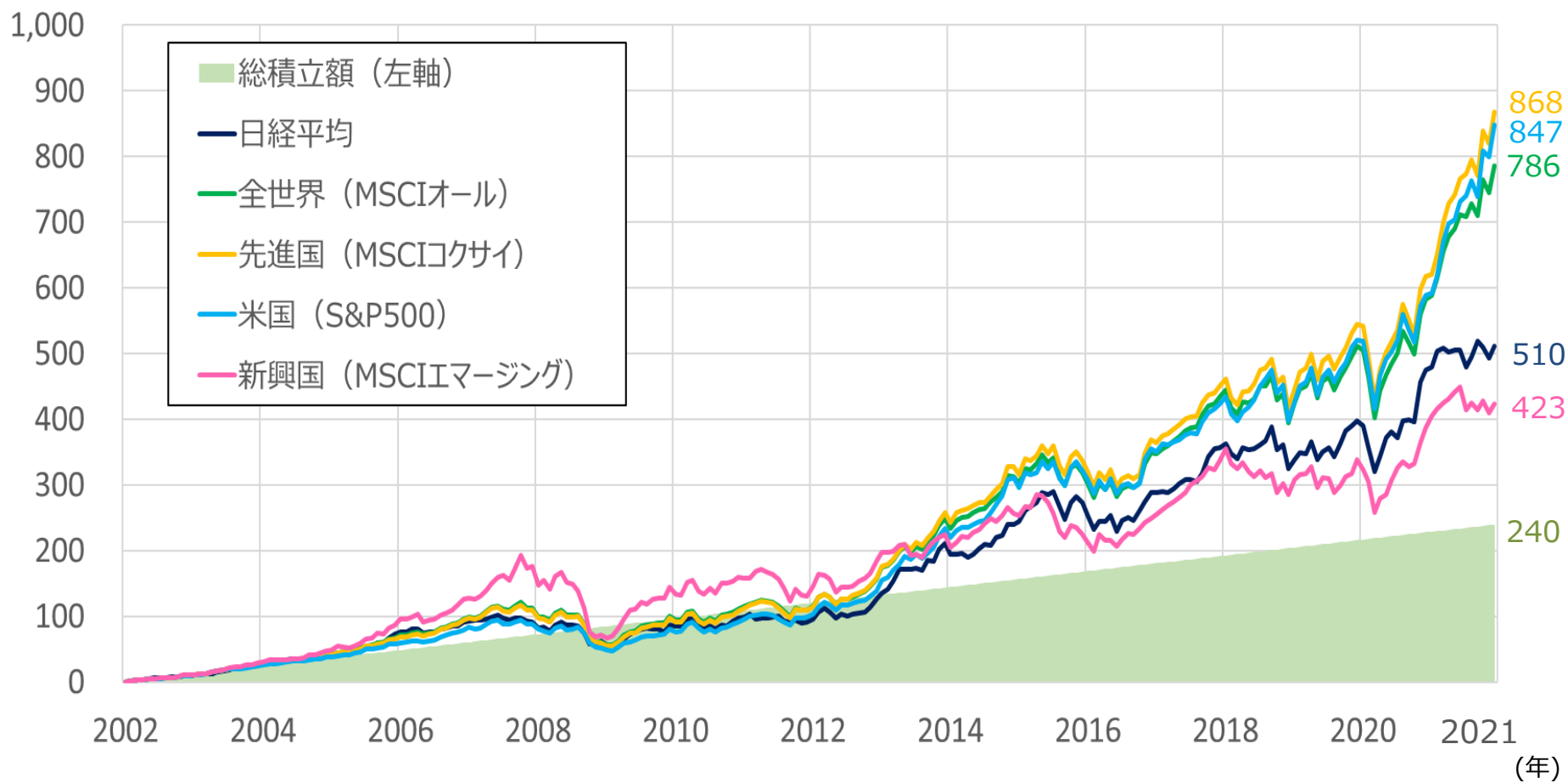
「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しや必要なルールの整備を図る。

安定的な資産形成のポイント

	ポイント
① 長期投資	投資を始めたら、長期間続けること！
② 積立投資	投資のタイミングをとらえるのは難しい！定期的に自動で買付！
③ 分散投資	分散投資でリスクを軽減！ 資産の分散と地域の分散！

主な株価指数に20年間、積立投資をした場合

(万円) (期間：2002年1月～2021年12月末)

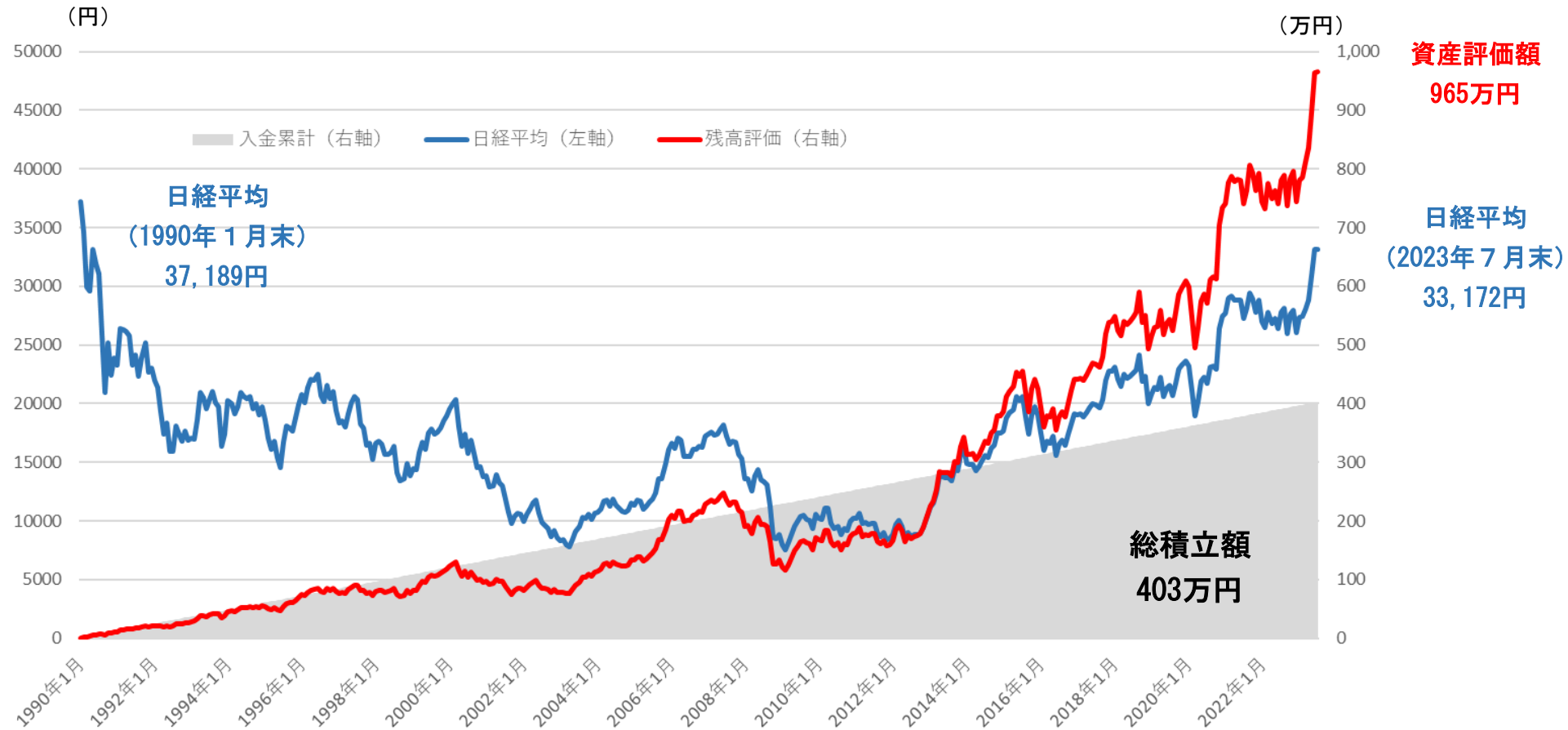


(出所) Bloombergのデータを基に金融庁作成

- ・ 上記は毎月末1万円を積立投資したと仮定して試算。なお、税金・手数料等は考慮していない。
- ・ 株価指数に直接投資することはできません。
- ・ 上記のシミュレーションは、過去の実績を基に算出したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

日経平均最高値の翌月から日経平均に毎月積立投資をした場合のシミュレーション

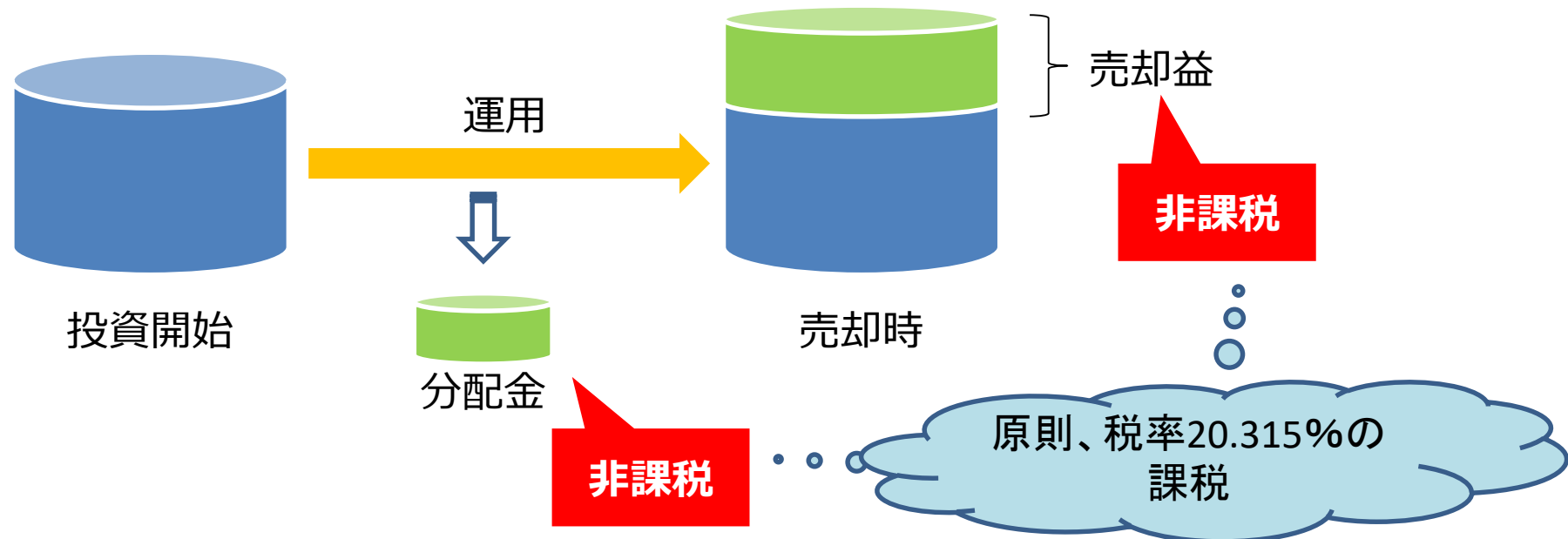
(期間：1990年1月末～2023年7月末)



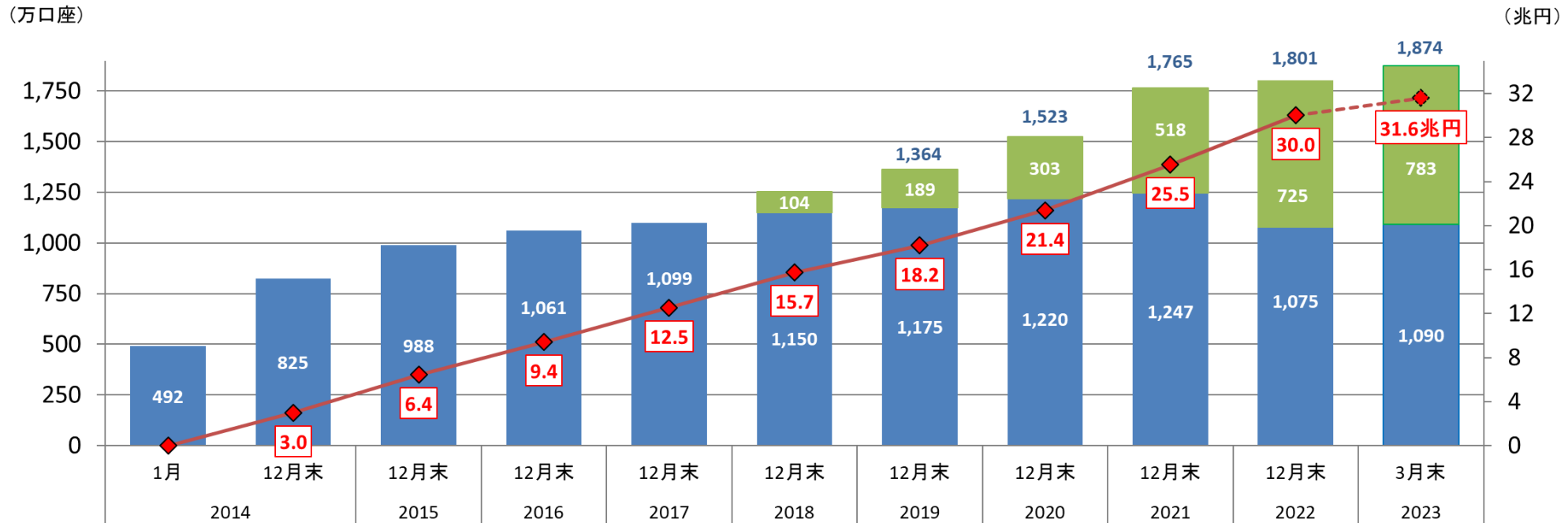
(注) 上記は毎月末1万円を積立投資したと仮定して試算。なお、税金・手数料等は考慮していない。

NISA口座での投資は、運用益（売却益・分配金）が非課税**です。**

- ✓ 「**一般NISA**」と「**つみたてNISA**」の2種類あります。
- ✓ **18才以上**の日本居住者が対象です。
- ✓ **銀行・証券会社等**で開設ができます。



NISA（一般・つみたて）の口座数及び買付額の推移（2023年3月末時点）



○ NISA（一般・つみたて）の口座数は、1,873万5,320口座

（2022年12月末時点から、約73万口座、4.0%増）

○ NISA（一般・つみたて）の買付額は、31兆5,816億4,249万円

（2022年12月末時点から、約1兆5,659億円、5.2%増）

（注） 2021年12月末から2022年12月末にかけて一般NISAの口座数が減少しているのは、マイナンバー導入前に開設された口座で、非課税保有期間が終了したものがみなし廃止された影響。

現行NISA制度の概要

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)	ジュニアNISA (2016年創設)
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間※1
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上	18歳未満
口座数 (2023.3末)	783万口座		1,090万口座	99万口座
残高 (2022.12末)	2.6兆円		10.6兆円	0.7兆円

※1 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

(2024年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)		
			1,200万円 (内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

○ 非課税保有限度額については、買付額ベースで管理されるのか。

- 非課税保有限度額については、**買付け残高（簿価残高）**で管理されます。
- このため、NISA口座内の商品を売却した場合には、当該商品の簿価分の**非課税枠を再利用できる**こととなります。

（例）2024年に100万円購入した商品が、2025年に150万円に値上がり。この場合でも、2025年時点での非課税保有枠の残りは、1800万円－100万円（簿価）＝1700万円となる。

この商品を全て売却した場合、非課税保有枠は1800万円に復活する。

○ つみたて投資枠だけで非課税保有限度額（1,800万円）を使いきることはできるのか。また、つみたて投資枠を使わず、成長投資枠だけを利用することはできるのか。

- **つみたて投資枠だけ**で非課税保有限度額（**1,800万円**）を使いきることは、可能です。
- また、つみたて投資枠を使わず、**成長投資枠だけ**を利用することも可能です。ただし、成長投資枠の非課税保有限度額は、**1,200万円**とされています。

○ **新しいNISA制度を始める際、既に現行のNISA制度（一般・つみたて）で保有している商品は、売却する必要はあるのか。**

- 既に現行のNISA制度（一般・つみたて）で保有している商品を**売却する必要はありません**。
- 購入時から一般NISAは5年間、つみたてNISAは20年間、**そのまま非課税で保有可能**で、**売却も自由**です。
- ただし、非課税期間終了後、新しいNISA制度に移管（**ロールオーバー**）**することはできません**。

○ **これからNISAを始める場合、新制度が始まる2024年まで待った方がよいのか。**

- 現行のNISA制度下で購入した商品は、2024年以降も**そのまま非課税で保有可能**です。これは、**新しいNISA制度の非課税保有限度額の外枠**となります。（したがって、現行NISA制度下で始めた方が、トータルで利用できる非課税投資額は大きくなります。）
- 現行のNISA（一般・つみたて）を利用している者については、**新制度開始時に新しいNISA口座（つみたて投資枠及び成長投資枠）が自動的に設定**されるなど、新制度の手続が複雑とならないよう手当てしています。

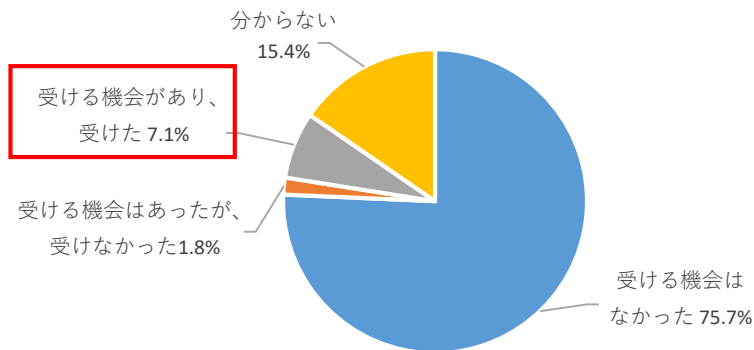
金融経済教育の充実

- 中立的な組織として金融経済教育推進機構を設立する。
(関連法案の成立・施行を前提に、2024年中の設立を目指す。)
- 国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

(注) 金融経済教育推進機構の設立や「基本的な方針」の策定については、関連法案が参議院で継続審議中。

<課題>

- ・ 官民による様々な取組みが行われているが、資産形成に関する金融経済教育が国民の隅々まで行き届いていない。
- ・ 中心的な担い手である業界団体は、販売目当てと思われ敬遠。
- ・ 政府一丸となって、省庁横断的に、家計の安定的な資産形成を実現するための施策を総合的に推進していくことが重要。



(出典) 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

<金融経済教育の充実>

- ・ 中立的な立場から金融経済教育を提供する「金融経済教育推進機構」を、法律に基づき設置(2024年中)。
- ・ その際、金融広報中央委員会(事務局:日本銀行)の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日銀に加え、全銀協・日証協等の民間団体からの協力も得る。
- ・ 適切な役割分担の下、官民一体となって、金融経済教育を戦略的に実施。
- ・ 機構の具体的な業務としては、以下などを想定。
 - ①金融経済教育の教材・コンテンツの作成
 - ②学校や企業等への講座の展開
 - ③個人に対する個別相談
 - ④資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境整備(顧客の立場に立ったアドバイザー)

<省庁横断的な取組みの推進>

- ・ 資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

雇用者の資産形成支援に関する財務局窓口

- 雇用者の資産形成支援に関する財務局等の相談窓口を整備。
- 相談者の意向等を踏まえ、日本証券業協会や全国銀行協会、都道府県金融広報委員会等の講師派遣事業を紹介。

財務(支)局・総合事務所	問い合わせ先	財務(支)局・総合事務所	問い合わせ先
北海道財務局	理財部金融監督第一課 TEL: 011-709-2311	中国財務局	理財部金融調整官 TEL: 082-221-9221
東北財務局	理財部金融調整官 TEL: 022-263-1111	四国財務局	理財部金融監督第一課 TEL: 087-811-7780
関東財務局	理財部金融総括課 TEL: 048-600-1259	九州財務局	理財部金融調整官 TEL: 096-353-6351
北陸財務局	理財部金融監督第三課 TEL: 076-292-7854	福岡財務支局	理財部金融調整官 TEL: 092-411-5089
東海財務局	理財部金融監督第四課 TEL: 052-951-1779	沖縄総合事務局	財務部金融監督課 TEL: 098-866-0095
近畿財務局	理財部金融総括課 TEL: 06-6949-6521		